

ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

長野県労働者福祉協議会

〒380-8710

長野市立町978-2 労済会館内

TEL026-232-6667 FAX026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

http://nagano.rofuku.net/

発行人 近藤 光

編集人 青木 正照

第252号2009年3月5日

人と暮らしの環境にやさしい 福祉社会を目指して

● 構成団体合同研修会開催 ●

県労協構成団体の合同研修会が1月27日～28日にかけて開催され、それぞれの労働団体や事業団体が抱えている課題や県労協が進めている「生活あんしんネットワーク事業」についての意見交換が行われました。今回は、県下5地区の地区労福協からも参加いただき、具体的な活動内容の報告を受けました。

事業団体報告と今後の重点課題についての提起

勤労者の身になって対応を

〈労働金庫〉

* 多重債務問題については、相談者に対する最適な解決手段を親身になって対応している。

* 離職者支援のための「就業安定資金融資」及び、長野県との協調融資「勤労者生活資金緊急融資制度」の取り扱いを開始したので、周知を行なっていく。

* 全国労金合併に関しては、順次段階を経ながら、2011年6月の通常総会で「全国労金合併の最終的な判断」をする方向である。なお、合併の時期は、2012年4月を目標としている。

やさしい介護体験教室開催を

〈全労済〉

* 地区労福協における「やさしい介護体験教室」の開催については、地区労福協が県互助会連絡協の支部会議との接点強化の手段としても共同開催を引き続き提案願いたい。

* 共済代理店実施における組合員サービスの連携強化については、共済代理店

実施が組合員サービスの向上につながるよう、全労済・労金との間で情報交換を綿密に行いながら連携を強めていく必要がある。



主催者あいさつをする近藤理事長

生活あんしんネットワークの理解を

〈県生協連〉

* 今後も、生協連のイベントや機関紙を通じて、会員生協内の「生活あんしんネットワーク事業」への理解を広げる。

* 長野県消費生活条例が施行され、消費生活審議会が設置されるが、今後、消費生活や条例促進ネットワークとも連携した働きかけが必要と思う。

住宅生協の周知を

〈住宅生協〉

* 9分譲地で109区画を販売、内販売済73区画で、残区画は36区画となった。

* リフォーム事業については、22件、約2千万円の契約高となった。

* 労福協の構成団体には、①住宅生協のPRとお客様の紹介 ②住宅相談・融資相談会の開催などの協力をお願いしたい。

各種セミナーへの講師派遣を

〈労働基金〉

* 法律相談事業については、県下7名の弁護士を顧問に委嘱し、勤労者のための無料法律相談活動を行い、定着してきた。

* 講師派遣事業については、県下各地の社労士に委嘱し「年金セミナー」への講師派遣、県内の税理士に委嘱し「税務セミナー」への講師派遣を行っている。

労働団体、勤労協、高齢・退職者連合における自主福祉活動の取り組み報告と課題提起

全ての働く人達のために

〈連合長野〉

* 非正規労働者や中小零細企業で働く労働者への支援・連携強化、組織化の推進に最優先で取組み、労働者全体の権利の確保と労働条件の底上げ・向上を図る。

* 連合長野、構成組織・単組はそれぞれの役割をふまえ、社会の不条理に徹底して対抗していく姿勢を鮮明にし、企業や経営者団体の社会的責任、政治や行政の本頼機能を追求していく。

*総力を挙げて「地域に根ざした顔の見える運動」を更に前進させ、地域社会の活性化に貢献するなど、地域で信頼され頼りがいある運動を構築する。

生活あんしんネットワークの強化を

〈県労組会議〉

*「生活あんしんネットワーク事業」はすでに構想は出来上がったと思うので、これからは、いかに実行していくかである。

*労金・全労済等の事業団体と地区労福協の連携強化が必要であり、そのためにも地区労福協の人員体制の整備を含む機能強化が必要である。

*相談事業だけでなく、自治体・企業・NPOなどと連携した新規事業の検討が必要である。

諸団体と連携し国民共同の取り組みを

〈県労連〉



意見交換する参加者

*社会保障の充実を求め、後期高齢者医療制度廃止、消費税引き上げ反対、地球温暖化問題、アスベスト被災、食糧を守る運動などで、諸団体と連携しながら国民共同で取り組んでいく。

*政治のあり方を国民的に問い続ける

中心の運動課題に社会保障制度改善の運動を位置付け、年金、医療、介護制度の拡充要求を掲げて取り組む。

地域と連携し世直しを

〈県勤労協〉

*勤労協運動はこのところ、全国的にみても低迷しているが、昨今の厳しい時だけに連帯と運動を強化し、社会不安解消にむけ努力する。



発表する連合長野中山副事務局長

*長い間運動を通じて築いた地域住民、仲間の絆を大切にし、地域住民運動には、勤労協運動で学んだことを生かし、積極的に参画していきたい。

社会貢献活動を積極的に

〈高齢・退職者連合〉

*後期高齢者医療制度廃止にむけた活動を継続する。

*社会貢献活動として、アレチウリ駆除等の環境保全運動や、福祉施設への車椅子寄贈等継続して実施する。

*労福協や福祉事業団体との連携をさらに強化する。

県労福協重点課題、「生活あんしんネットワーク事業」の取り組みについて

*「生活あんしんネットワーク事業」については、2期目に入っているが、

労福協や、労金、全労済等福祉事業団体が、戦後の混乱期に労働者の生活向上を願って、働く人達が自ら運動を展開し、創設したという原点を振り返り、今後の活動に生かしていくことが重要である。

*2期目の重点課題として以下の活動に力を入れている。

- ① NPOボランティアとの連携確立
- ② 未組織勤労者生涯サポート支援
- ③ 退職者OBと事業団体との生涯取引強化

「暮らしサポートセンター」の事業展開について

(基本的な考え方)

- ① 「金融・共済・住宅事業地域展開支援、未組織勤労者支援生涯生活サポート」の2事業を行う。
- ② 福祉事業団体(労金・全労済・生協連・住宅生協)が積極的に未組織勤労者対策を行っていくための団体である。

各地区労福協の取り組み報告

〈長野〉

* 通年の活動として「車椅子無料貸出し」「福祉相談ダイヤル」を実施中。

* 12月に「良きパトナーを探そう」を実施したが、好評につき、2月にも開催予定。

* 3月7日に「保障見直しセミナー」を開催予定。

〈佐久〉

* 地域に「労福協」を知ってもらうために、「勤労フェスティバル」を開

催し、盛り上げている。

* モデル地区労福協として、独自の事務所を開設するために、物件探しをしている。

〈松本〉

* 9月24日、市長と労働団体との懇談会を実施。

* 11月15日、勤労者文化祭を開催。チャリティ募金を松本市へ寄贈。

* 2月25日、「財産管理の基礎知識セミナー」を開催予定。

〈上伊那〉

* 労金と共催で「キャリア開発セミナー」を開催した。

* 労金の「アニメ祭り」とタイアップして「上伊那労福協まつり」を盛大に開催。

* 本年3月を目途に、上伊那地区労福協相談所開設を計画中である。

〈大北〉

* 知らせる活動を重視して、パワーポイントを作成して活用している。

* 梅池高原で、外来植物駆除のポラン

ティア活動を行い感謝された。

* 行事を行う場合は、事前に「企画書」を作成し、対応している。



発表する大北地区労福協山本事務局長

* 地域の勤労者のために、初めて「福祉マップ」を作成した。

支え合い、助け合い、ぬくもりのある社会を目指して！

新春交歓会開催

県労福協及び構成団体合同の新春交歓会が1月6日、長野市内の「ホテル国際21」にて開催されました。当日は構成団体役員、来賓を含む総勢280名で盛大に行われました。

主催者あいさつで近藤光県労協

協理理事長は「県労福協では「生活あんしんネットワーク事業」により、支え合い、助け合い、ぬくもりのある社会を実現するために、皆の力を結集し、「共助」のシステムを作り上げていくため努力しており、そのためには、構成団体を軸にしながら、県をはじめとした行政機関やNPO団体等とも連携しながら、進めていきたい。皆様のご理解、ご協力をお願いしたい。」と出席者に理解と協力を求めました。

又、来賓あいさつで村井知事は「県内の経済や雇用情勢については大変厳しい状況が続いており、県ではこのような経済状況や県民の暮らしの急激な悪化に対し、全庁挙げて速やかに対策を講じるため、

緊急経済対策本部を設置し、総額70億円規模の緊急経済対策を取りまとめ、今後迅速かつ着実な取り組みを進めていくので、皆様方により一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。」と述べました。

今年、生活あんしんネットワーク事業も二期目に入っており、「連帯」「協同」の重要性を再確認しあった有意義な交歓会となりました。



勢揃いした主催者代表

もっと知って、利用して！

法テラス長野・意見交換会開催

日本司法支援センター長野地方事務所（法テラス長野）は、1月23日、長野市・長野ホテル犀北館において、関係機関・団体との意見交換会を開催しました。

法テラスは、全国どこでも法的なトラブルの解決のために、問い合わせ電話でじっくり話を聞き、どんな解決方法があるのか、又、どこへ相談したらいいのか、その場でお知らせします。

今回の意見交換会では、地域の人々にもっと知って、利用してもらうために、関係団体が協力し合って、広報宣伝を強化して行くことを確認しました。

又、日本司法支援センター寺井一弘理事長は、講演の中で、①ここ数年の間に弁護士過疎の地域を無くしたい②裁判員制度は、国民の生活感覚を生かし、事件の背景を考えるきっかけになる。そして成熟した民主主義社会が実現する③容疑者段階での国選弁護士制度についても態勢は整いつつあるなど、司法に関して説明を行いました。

NPO夢バンク設立5周年 — 出資金寄付一億円目指して —

県内のNPOに設立・運営資金を融資している「NPO夢バンク」は、1月31日、長野市に於いて、設立5周年の行事を開催しました。NPOを支援したい企業や個人から出資を受け付けるNPO夢バンク事業組合青木理事長は、「一つでも多くのNPOを支援する為、出資金受付1億円を目指す」と理解と協力を求めました。続いて、融資を担当する特定非営利活動法人NPO夢バンク和田理事長は、「大口、長期資金は金融機関が担い、自分達は小回りの利く小口融資を扱っていきたい」と、棲み分けを強調しました。

また、県労福協近藤理事長（連合長野会長）は挨拶で「夢バンクの支援は重要である、今後、構成組織に対し出資金の協力を求めて行きたい」と支援の意向を述べました。

記念講演では、藤井上智大教授が、夢バンクのような非営利金融機関の位置付けが不明確で、税制優遇もない等、法制面での遅れを指摘。行政などが支援しての信用力を高める必要性を訴えました。



記念講演をする上智大 藤井教授

日本司法支援センター
法テラス

コールセンター 平日9:00~21:00
土曜日9:00~17:00

一般ダイヤル
☎0570-078374
犯罪被害者支援ダイヤル
☎0570-079714

法テラス長野
☎050-3383-5415
法テラス松本
☎050-3383-5417
平日9:00~17:00

全ての勤労者の生活向上に向けて！ 地区労福協連絡会議・勤労者体育大会地区実行委員会合同会議開催

2月4日、長野市の「サンパルテ山王」に於いて、'08年度地区労福協連絡会議を、開催しました。また、'09年度県勤労者体育大会地区実行委員会も同日開催し、当日は県労福協と地区労福協、地協との情報共有の場として有意義な会議となりました。

冒頭、県労福協から、「生活あんしんネットワーク事業」については、1期2年の2期目に入っている。2期目の重点課題として①NPOボランティアとの連携確立②未組織勤労者の支援確立③退職者OBと事業団体との連携強化に取り組むこと。更に、「未組織勤労者対策の「暮らしサポートセンター」事業の展開については、福祉事業団体(労金・全労済・生協連・住宅生協)が本格的に未組織勤労者対策を行っていくために、連携強化が重要であること等を訴えました。

続いて、各地区労福協の取り組み報告では、従来から実施されているセミナーの他に、「財産管理の基礎知識」(松本)や「裁判員制度に関する説明会」(塩尻)等新しいものを取り入れて工夫されています。又、



参加者から集まった判員制度に関する説明会(塩尻)等新しいものを取り入れて工夫されています。又、①梅池高原での外来植物駆除

除のボランティア活動(大北)②労福協主催の新春交歓会の開催(須高・長野・松本)③労福協・労金・全労済合同書記会議の開催(飯田)④地域勤労者のための「福祉マップ」作成(大北)等、新たな取り組みが報告されました。なお、県勤労者体育大会地区実行委員会では、①県大会に相応しいチーム数(最低4チーム)の申し込みが無かった種目は中止とする。②参加申し込み抽選後の辞退の解消。③ケガ人が発生しないよう、日頃の鍛錬に心がけること。の3点を確認し、日程は以下の通り決定しました。

2009年度 種目別実施日・会場

- バレーボール(男・女) 10月3日(土) 長野市「ホワイトリング」
- テニス(男・女) 10月3日(土) 長野市東和田運動公園テニスコート
- バドミントン(男・女) 10月3日 長野市東和田運動公園総合体育館
- 野球 10月10日(土) 長野市「オリンピックスタジアム」
- 長野市「県営長野球場」 10月11日(日) 長野市「オリンピックスタジアム」

セカンドライフをいきいきと！ 上小「生涯生活サポート研修会」開催

2月14日、上田市勤労者福祉センターに於いて上小地区労福協「生涯生活サポート研修会」が開催されました。参加者は労働組合員や定年を間近に控えた勤労者などで、29名が参加し、熱心に聴講されました。



説明する木島社会保険労務士

研修は①「ライフビジョンについて」県労福協青木専務理事が、セカンドライフをいきいきと送るために退職後の時間の使い方・気持ちの持ち方等を、ワークシートを使用し説明。②「セカンドライフの資産形成と医療について」全労済特井企画課長が、キャッシュフロー表から老後の生活資金の推移を自分で把握することや企業補償をよく知ることから退職後の私的保障を考えること等について解説。③「知らない損をする退職前後の諸手続きについて」木島社会保険労務士が定年前後に必要となる年金・健康保険・税金の手続きについて自作のツールを使用し説明されました。

どれも退職を前に考えなければならぬ重要なポイントであり、県労福協はこのような「生涯サポート研修会」を今後も各地区で開催し、勤労者の生活をサポートして行きます。

NPO団体との懇談会開催

「生活あんしんネットワーク事業」を地域に根ざした運動として、確実に進めていく上で、NPO団体の皆さんとの連携が不可欠です。特に、第2期目に入った今年度は、より具体的な連携をはかることに重点を置いて取り組んでいます。

そこで、相互に連携をする中で、どのような問題があるのか、又、今後、どのような連携が可能なのか等、忌憚りの無い意見交換の場として、3月3日に、第1回懇談会を開催しました。

当日は、県労福協が12名とNPO側10名の総勢22名が参加し懇談が行なわれ、



意見交換する参加者

- ①福祉・介護・子育て関連の地区ごとのNPOの一覧を作成して欲しい。
- ②長野県としてNPOに対する助成金等の充実を望む。
- ③福祉・介護・子育て関連のNPO連絡会的なものを作っていったらどうか。
- ④初めての懇談会であるが、今後も継続開催して欲しい。

等の意見・要望が出されましたので、早急に検討、改善するなどしながら今後の活動に反映してまいります。

低金利になった4つのローンで、もっと身近に！もっと便利に！

新登場 あなたの夢を応援します！
ろうきん **スーパー無担保ローン**
天狗4兄弟
てんぐ ぎょうだい
低金利になった4つのローンで、もっと身近に！もっと便利に！！

教育ローン カーライフローン リフォームローン 多目的ローン
あはれ天狗 勇天狗 ぼんぼる天狗 あまから天狗

ろうきんでは、今まで別々の商品体系で取扱いをしていた、カーライフ・教育・リフォーム・多目的の各種無担保ローン商品を見直し、統一した商品体系とし、馴染みの深い「車天狗」にちなみ、スーパー無担保ローン「天狗4兄弟」として新たに取扱いを始めました。多くの勤労者の皆さんに有利な制度となるように、4つのローンの金利を一律にし、プランに合わせて、変動金利年2.00%、固定金利年2.50%¹別途保証料必要²2月2日現在²で取扱いをしています。

今までより身近に、また便利になったスーパー無担保ローン「天狗4兄弟」。内容など詳しくは、ろうきん営業店まで。
[http://www.nagano-rokin.co.jp/]

全労済自賠責共済(車検) 推進キャンペーン実施中

全労済では「下期緊急推進策」として、自賠責共済を重点に5月まで推進キャンペーンを実施しています。

車の補償として、一般的に任意の自動車共済(保険)を思い浮かべる方が多いと思いますが、他人に対する補償(賠償)として、まず、自賠責共済(保険)があります。

自賠責共済(保険)は、人身(他人)損害に限定しており、車を保有した場合は、自賠法により強制的に加入しなければなりません。

普段あまり、自賠責共済(保険)の制度は気にしたことがないと思えますので、基本的な制度の一部をご案内します。

- 一、補償の範囲
「自動車と原付自転車」運行中に、他人にケガや死亡させた場合、共済金(保険金)が支払われます。対物(他人の物)に対する損害賠償は対象外です。
- 二、補償の限度額(被害者一人当たり)
ケガによる損害 120万円まで
- 後遺障害による損害
障害の程度に応じて1級3千万

円〜14級75万円

※一定の条件を満たし、常時介護を要する場合は4千万円となります。

・死亡による損害 3千万円まで
となっています。

また、政府保障事業として、ひき逃げ事故による加害者不明の場合や、自賠責共済(保険)に未加入の車による事故の場合、政府が共済金(保険金)に相当する金額を支払い、被害者救済を図っています。

つぎに、共済金(保険金)の支払われない場合の一部例としては、自運転、電柱に衝突して死傷した自損事故などがあります。

全労済の組合員の方が自賠責共済に加入いただく方法には、左記の二通りがあります。

一、県下58ヶ所にある全労済の指定整備工場で車検を受けていただきます。

二、労組や支所・共済ショップで加入手続きをしていただきます。

全労済では、協力団体・地域推進員のご協力のもと、全職員・アシスタント一丸となって自賠責共済の推進を実施していますので、よろしくお願いたします。

ご存知ですか!! すべての住宅に**火災警報器の設置**が義務付けられたこと。

県内既存建物は、平成21年6月1日又は2日までに(各市町村によって変わります)となっています。

火災警報器の設置場所

寝室 普段の就寝に使われる部屋に設置します。子供部屋や老人の居間なども、就寝に使われている場合は対象となります。

階段 寝室がある階の階段に設置します。(※四畳半以上の居室が5以上ある階には、1階下に設置が必要です。)

※台所は奨励。(義務ではありません)

労働組合価格 ホーチキ(株)製ハイガード SS-2LP-10HCB(煙式)

¥2,940円 (消費税込)



取付簡単 10年

取付簡単 壁にかけられるだけ!

警報器の中心を天井から15cm〜50cm以内に取付けます。

※詳しい内容につきましてはご連絡下さい。

長野県労働者住宅生活協同組合

☎ 026-234-0283

まず、借金のリストを書き出します。いつ、どこから、いくら借りて金利はいくらか。返済した額はいくらで残りはいくらか。家族に知られまいと書類を捨ててしまっていることもあります。一度や

それは払う必要がない金利かも……

借金が返せない、多重債務におちいつてしまった……そんな時でも必ず解決策はあります。とにかく知識をもった人や信頼できる機関に相談することです。借金を抱えると、家族にも誰にも話せず、長期間ひとりでお悩みことも少なくありません。その間にも借金はふくらんでいきます。

早ければ早いほどいい



まず、借金を洗いざらい書きだします。債務が明らかにになれば自分の状況に応じた解決法が見えてきます。そのためにも、家族や弁護士に一時のがれのウソをつかないこと。そして「解決するのは自分だ」という強い気持ちを持ってください。仮に肉親が肩代わりしたとしても根本的な解決にはなりません。多重債務への道を歩むかどうかは自分しだいなのです。

借金には必ず解決できる！

連載

6

二度の面談でも、第三者には全体を把握しきれないこともあります。消費者金融からの借金については、「全国信用情報センター連合会」に加盟している各情報センターに本人が直接開示請求をすることができます。これ、どこからいくら借り、いくら残っているのかといった個人信用情報の確認ができます。

金利が不当に高すぎる場合は、個別業者に履歴情報の開示を求め、利息制限法の金利で計算し直し、払いすぎた分を返済にあてて債務を圧縮できます（金利の引き直し）。長期間借りている場合、計算し直すすと借金の返済が終わるだけでなく、逆に過払い金が戻ってくるケースもあります。

二度の面談でも、第三者には全体を把握しきれないこともあります。

いつか解決しよう

借金をすべて書き出し、抱えている債務の全貌がはっきりしたら、次の4つの解決法のいずれかで解決できます。

親族から援助が得られたり、低利で融資を受けられる場合は、弁護士に依頼して「任意整理」を、債務額がそれほど多くない場合は自分で簡易裁判所に申立てをする「特定調停」が選択できます。債務額は大きい定期的に収入のあるサラリーマンなどの場合は「個人再生手続き」を選択します。

そして最後の手段が「自己破産手続き」です。

新たな出発のチャンスに

どうしても債務が返済できない、将来の収入をあてても返済の見通しがたないときの唯一の選択肢が自己破産手続きです。裁判所に申立て、審理を経て認められると借金の返済が免除されます。しかし誰もが無条件で受けられる訳ではありません。ギャンブルや浪費などが原因で多額の借金をした場合も免除されないこともあります。また、破産後7年間は再度の免責が受けられません。

自己破産は、それまでの借金まみれの生活を見直し、新たに出発するための最後のチャンスなのです。

労福協のくらし・なんでも相談

ほっとダイヤル 無料

人には言えない悩み事、どなたでもお気軽にお電話ください

サラ金の借金が増えて仕事も手につかない。身に覚えがない架空請求を受けてしまった。相続の問題でトラブルになっている。誰かに相談したいけどなかなか話せない…。そんな悩みや不安を解消するために、相談アドバイザーや専門家が対応します。どうしよう…でもわからない。そんな時はひとりで悩まずに、まずご相談ください。

弁護士
サラ金・多重債務・自己破産・ヤミ金融・訴訟・親権問題…等

司法書士
相続・贈与・不動産、各種契約問題…等

社会保険労務士
各種年金・健康保険・雇用保険・労災保険…等

10:00~16:00

毎月第2土曜日

【専門家】

平日

【相談アドバイザー】

お電話で無料相談

ダイヤル 0120-39-6029

県労福協・連合長野・県労組会議・県労連・労働金庫・全労済・生協連・住宅生協・労働基金・県勤労協・県高齢退職者連合



くらし・なんでも相談

シリーズ No.18

「日常の中のトラブル」



心穏やかに過ごしたいと願っていても、生活していくなかでは時にトラブルに巻き込まれることもあります。厄介なのは隣近所とのトラブル。その一つひとつが法的にすべて解決できる問題ばかりではありませんが、穏便に解決するためにも専門家のアドバイスを受けたうえで対処することが大切です。

田中善助弁護士

今号は、当相談ダイヤル相談員(元長野県弁護士会会長)の田中善助弁護士の相談事例から、何処にでも起こり得る日常の中のトラブルについてご紹介します。

【事例①】 《うるさい隣家の子供の声》

定年後は夫婦二人で趣味を楽しみながら静かに暮らそうと念願の持ち家に。ところが、お隣りは小学生と幼稚園児の男の子3人の5人家族。毎日、毎日、子供の声がるるさくて気が休まらない。何とかして欲しいがどうしたら良いか。

【回答】

隣人関係なので話し合いによる解決が望ましい。調停に馴染む案件であるが、請求が認められるためには、受忍限度を超える違法な行為であることが必要である。受忍限度内であれば、お互いさまということになる。請求としては、過去の違法行為に対する慰謝料請求を求めることになる。

【事例②】 《アパート住人の迷惑行為》

集合住宅に住んでいるが、居住者の一人がトラックを通路に駐車させ、居住者の一人が困っている。大家に指導してくれとお願ひしてもやってくれないので市役所に相談に行ったら、大家から逆に出て行ってくれと言われた。

【回答】

大家に更に指導するよう申し入れる。申し入れたことで大家に出て行けと言われてもアパートを出る必要はない。大家に申し入れても上手くいかない場合は、裁判所に調停の申立てを行い、調停委員の方から指導してもらおう。調停でも上手くいかない場合は、程度にもよるが、その居住者に対し損害賠償の訴えを提起する。なお、これ等の行為を行うことにより、居住者から逆恨みを受けることがあると思われるが注意をすること。

【事例③】 《隣人とのトラブル》

借家に住んでいる。車の出入口が決まっているのに、隣の家の人は決められた所を通らずに、我家の前を通って行き来するの車の騒音に困っている。大家の了解を得て、古タイヤを置いて自分の所を通れないようにしたが、自分の留守中に、誰かが勝手に古タイヤを動かし玄関前や屋根の上に載せてあった。警察に古タイヤの盗難届を出したが、古タイヤなので窃盗には当たらないような話をされた。

勝手に人のタイヤを動かしたりして、住居不法侵入や、県の迷惑条例違反などの何か罪にならないのか。

【回答】

窃盗罪は、他人の占有する財物をその意に反して奪取する(すなわち占有を奪う)行為である。

古いタイヤが財物と言えるか否か、占有が奪われたか否かが問題になるが、仮に財物に当たるとしても、古タイヤは相談者の支配内にあるのではないかと。従って、窃盗罪が成立するとは言いえないと思われる。

隣人とのトラブルであるから、解決方法の一つとして裁判所に調停を申立て、隣人を相手に、勝手に敷地内を通らないよう調停委員を入れて話し合ったらどうか。屋根のタイヤを下して原状回復を他人に依頼して行った費用が掛つたら、その損害を隣人相手に訴訟することもできるが、隣人が犯人であることの証拠を出していく必要がある。

【事例④】 《家の前に吐いてある痰》

家の前に決まって痰が吐いてある。誰か分からないが同じ人が吐いているみたいだ。毎日不快な思いをしている。取り締まってくれる所はないか。

【回答】

まず、家の前に痰を吐いている人物を特定する必要がある。軽犯罪法第1条26号は「街路又は公園その他公衆の集合する場所で、たんづばを吐き、又は大小便をし、若しくはこれをさせた者は勾留又は科料に処する」と規定している。そのような行為を行った者を警察に告訴できることになる。

人物が特定されており、痰を吐いている場面を写真に撮ってあれば、告訴を受けた警察は、その人物を呼び出し今後そのような行為をしないよう警告してくれるものと思われる。

今、NHKはじめ報道機関や金融機関の各協会など、官民間わず国をあげて振り込め詐欺防止キャンペーンに取り組んでいます。テレビやラジオからも、庶民的な役者が振り込め詐欺に遭わないようにと訴えかけてきます。

そんな最中、「〇〇財務局管理センター」差出の民事訴訟裁判通達書が娘宛に郵送されて来た。裁判取下げのため国際弁護士を紹介され、和解金350万円を2週間前に支払った」と、お金を用立てた父親からの相談です。

お嬢さんには心当たりが全くないのに、出廷命令という文言に驚き、家族で相談して直ぐに差出先へ電話をし、二セの弁護士を紹介され、騙されたものです。詐欺に遭ったとは信じられない様子でしたが、兎に角、振込先の金融機関と最寄りの警察安全課に電話をするなど対処方法をご説明しました。

「振り込んでからではもう遅い!」どんなことでもまず相談を! このキャッチフレーズを一人でも多くの皆さんに知っていただき、被害者がなくなることを願って、私たちは相談活動を更に充実させ取り組んでいきます。

日常の些細な悩みごとから専門的な知識を要する専門家への相談まで、なんでもご相談下さい。

その他、法テラスや県・市の消費生活センター、各警察の生活安全課などの相談窓口があります。ご利用ください。

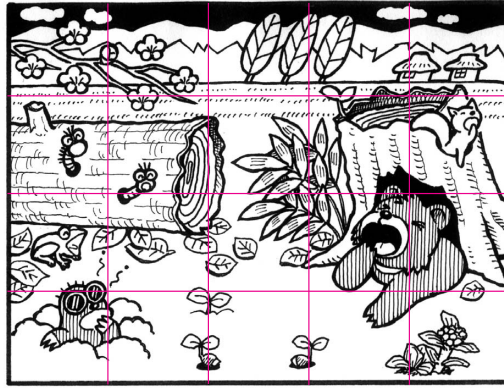
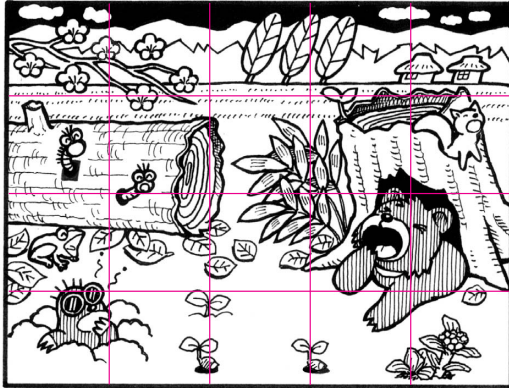
くらし・なんでも相談「ほっとダイヤル」

0120-39-6029

毎月第2土曜日は弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思います。

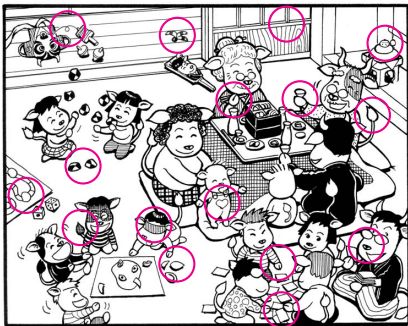
1 2 3 4 5



〔画：生協連土屋 英夫氏〕

8のまちがいがいさがし

家族で楽しむ

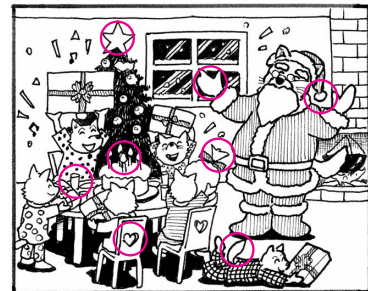


前回の正解は

- 官製はがきに答えを書いて県労福協へ(宛先は表紙にあります)
- 労福協の機関紙に対する意見要望を何か一言。
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先を忘れずに。
- 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(千円分)をプレゼント。
- 締切り 3月31日

プレゼントの応募方法

- 当選者
- 特等(敬称略)
松山由美子(茅野市)
- 当選者(10名・敬称略)
宮下めぐみ(長野市)
高野 康之(塩尻町)
上條 義久(松本町)
小川 秀子(高森町)
五味 哲哉(茅野市)
丸山 晃(千曲市)
山崎 真弓(松川町)
小松 美香(佐久市)
田中 清子(中野市)
三澤 美雪(上田市)



12月号の正解は

- 当選者(5名・敬称略)
亀山多計司(長野市)
渡辺みゆき(安曇野市)
竹鼻 和美(上田市)
小川 章(塩尻市)
遠藤 悦子(須坂市)

山なみ

世の中大不況の真っ只中。何とか経済を立て直して欲しいと、政府の施策に期待を寄せようにも、現状は「腹が立つほどただただあきれ」ばかりです。

さて、皆さんは、総額二兆円もの「定額給付金」をどう思いますか。政府与党は意地でも国民に配りたいようですが、私はこの法案を廃止して福祉や雇用など緊急に必要なとされる所に使うべきだと思います。しかし、「もし辞退しても、また無駄に使われるだけだ!」とおっしゃる方もいるでしょう。それもごもっとも、やるせない気持ちです。そこで自分が使わなくても、有効に使ってくれる方に寄付しようと考えました。本号にも記事が出ていますが、NPOの活動資金として夢バンクに寄付し、世の中を少しでも良くしよう、と、厳しい経済状況の中活動する方たちのわずかでも役に立てばと...

さて、「善光寺灯明祭り」が今年も開催されました。この灯りは長野五輪の「平和を願う精神」を後世に遺して行くものです。平和とは戦争など争いごとがないばかりではなく、誰もが安心・安全な生活を送れる社会であること。世の中を照らす明かりは色々ありますが、私は自分の身を削り、辺りを照らすソーソクの灯火が好きです。私達もソーソクのように自ら汗をかき世の平和のために働きましよう。(青)



平和を願う善光寺 灯明祭り